

看護職の魅力発信事業業務委託仕様書

第1 目的

将来的な看護人材の安定的な確保に向け、看護師等を志望する若者を増やすため、女子生徒だけでなく、これまで進路希望の少なかった男子生徒にも積極的に県内で看護職として働く魅力を発信する事業を展開し、県内看護学生の確保・定着を図ることを目的とする。

第2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

第3 委託業務

1 県内で働く男性看護職員を対象としたアンケート調査

男子生徒やその保護者等に訴求する看護職の魅力の発信方法を探り、今後の事業展開の基礎資料とするため、県内で働く男性看護職の実態を聞き取るアンケート調査を実施する。(調査票の作成、集計・分析、調査結果報告書の作成を含む。)

(1) 調査の概要

対 象 者：県内で働く男性看護職員 約1,200人（約150か所）

設 問 数：30問程度

設問項目：入職動機、仕事のやりがいや満足度、キャリア意識など

※設問項目は、県と相談しながら決定

回答方法：医療機関を通じて調査説明文を配布し、フォームにより回答するもの

(2) 調査結果の集計・分析の概要

集 計：各設問の単純集計及び必要に応じてクロス集計を実施すること

分 析：集計結果から読み取れる客観的な事実や特徴的な事実、傾向などを分析すること

(3) 調査結果報告書の作成の概要

以下のとおり調査結果報告書としてまとめること

- ・調査の概要、集計、分析結果を、図表やグラフ等など、視覚的にわかりやすい方法でまとめること（調査結果は県HPなどでの公表を想定）
- ・調査結果報告書の概要版を作成すること
- ・調査結果報告書は30ページ程度にまとめることとし、ワード形式及びPDFデータで提出すること
- ・単純集計表（グラフや図表を含む）はエクセル形式で提出すること

(4) 委託業務の内容

①調査票及び回答フォームの作成

②医療機関への調査票の送付

※県が作成した調査協力依頼文とともに、男性看護職員のいる医療機関に送付

※各病院へは、県から電子媒体をメール送付するが、他の医療機関等に対しては、必要に応じて紙媒体で送付（最大90か所程度）

③調査結果の集計・分析

④調査結果報告書の作成・提出

2 中高生及びその保護者等に看護職の魅力を発信する啓発ツール（リーフレット・動画）の作成

上記「第3 1 県内で働く男性看護職員を対象としたアンケート調査」の結果も踏まえながら、将来の職業を選択する若年層（中高生）及びその保護者、とりわけ、これまで進路希望の少なかった男子生徒にも、県内で看護職として働くことへの興味関心をひく啓発ツール（リーフレット・動画）を作成し、看護職の魅力を発信する。

（1）リーフレットの作成

①規格

A 4 版仕上がり 4 つ折りパンフレット（8 ページ）、オールカラー

②発行部数

5,000部

③リーフレットにおける構成

- ・看護職の魅力（処遇・福利厚生・キャリア形成などを含む）
- ・男性看護師も含むロールモデルの提示
- ・看護師への就職の道筋
- ・県の支援制度（修学資金等の支援制度など）
- ・その他、独自提案

④若年層及びその保護者に訴求する内容・デザインとなるよう工夫すること

⑤女子生徒だけでなく、男子生徒も手に取りやすく、興味関心が持てる内容とすること

⑥ウェブサイト等でも発信できるよう P D F 及び jpeg または png 形式などのデジタルリーフレットも納品すること

（2）動画の作成

①作成する動画作品（例）

i 看護職のお仕事紹介動画

- ・アニメーションやイラスト等を使用した親しみやすい構成
- ・看護職（看護師・保健師・助産師）になるための道筋の提示
- ・気軽に鑑賞することができる動画

ii 県内で活躍する看護職のリアルを紹介する動画

- ・ロールモデルの提示により、県内で進学・就職するイメージの醸成
- ・県内で看護職（看護師、保健師、助産師）として働く若手職員による各仕事のやりがいや魅力についてのインタビュー又は座談会等（男性看護職のロールモデルも提示する）
- ・進路選択、入職動機から入職後の状況、将来の目標など、キャリアストーリーとして伝えられる動画

※例示のため、他に看護職の魅力を発信するために適した提案があれば、この限りではない

②動画の企画・構成及び出演者との各種調整

- ・動画の企画内容を県に提出し、県と協議の上内容を確定すること
- ・確定した企画内容を基に、シナリオ、ナレーション、テロップ、テキスト（絵コンテを含む）等を製作すること

③撮影

- ・確定した企画内容に基づき、動画の制作に必要な撮影を行うこと

- ・ なお、撮影に係る肖像権・著作権の処理を行い、制作された動画やこれを基に編集された動画・画像を県が二次利用できるよう同意を得ること
- ・ 撮影に係る使用料、出演料、謝礼の費用が発生する場合は、受注者が負担すること

④ 編集

- ・ 撮影した動画のサムネイル作成、映像・音量の調整、字幕・テロップの追加等の編集作業を行い、配信動画を制作すること
- ・ 動画の完成までに、県による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること

⑤ 動画の納品

- ・ ウェブサイトやYouTubeで再生可能なファイル形式とすること
 - ・ DVDに収録し、DVDプレーヤーで再生可能な形式とすること
 - ・ 県が県関連サイトや関係機関のサイト等で別途公開するにあたり、掲載作業が可能な形式でデータを納品すること
 - ・ 画面比率16:9で、ハイビジョンまたはフルハイビジョンのいずれかとする
- ※業務を遂行するにあたり、より適当な方法があれば、県及び受注者協議の上、変更することも可とする。

⑥ 動画内容の確定

- ・ 県は提出された動画内容の確認を行う
- ・ また両者協議の上、受注者は必要に応じて動画の修正を行い、最終的に県が内容を確定するものとする

第4 留意事項

- 1 第3におけるすべての業務について、企画提案に基づき受注者と県が協議し、最終的に内容を決定する。
- 2 委託業務の成果及び著作権は、県及び受注者に帰属するものとする。
- 3 全ての素材について、県は、県ホームページ、ポスター及びパンフレットへの掲載等の二次利用ができるものとする。
- 4 山形県の二次利用に当たって、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、受託者は、制作に当たり、必要な許諾を得ること。
- 5 受託者は、業務上知り得た秘密を、第三者に漏らし、又は盗用してはならない。
- 6 受託者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- 7 本業務の実施にあたって、不明な点がある場合は、山形県と協議を行うこと。